

令和5年度 標準農業労働賃金表

今年の標準労働賃金を下記のとおり定めました。
頼む人、働く人、みんなで基準を守りましょう。

広 野 町
広 野 町 農 業 委 員 会
(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

	作 業 名	単 価	内 容 等	
日雇作業	農作業一般	6,900円		
請 負 一 〇 ア ー ル 作 当 た 業 り)	育苗(硬化苗)	750円	1箱当たり	
	耕起ロータリー	一番耕	6,000円	
		二番耕	4,000円	
	耕起プラウ	7,000円		
	代かき	6,000円		
	田植機	6,500円	補植は含まず	
	稲刈(バインダー)	7,000円	結束ナワ付	
	ハーベスター	7,000円	カッター付 1,000円 増	
	コンバイン	25,000円	(内訳) 刈取 15,000円 乾燥 8,000円 運搬 2,000円	
		乾燥まで(初運搬含む)	湿田・倒伏田及び未整備田畑等は、相互の話し合いによる。	
	籾摺り	600円	60kg(1俵)あたり	
	色彩選別	600円	60kg(1俵)あたり 籾摺りとの一連作業の場合は、200円とする。	
	動力畦ぬり	50円	1mあたり	
	肥料散布	1,500円	1品目100kg以下の場合とする。	
	堆肥散布	3,000円	運搬費は別途とする。	
	薬剤散布	800円		
	除草作業等			
	草刈りスライドモア	6,000円	オペレーター込み(畦畔は含まない)	
	モアによる除草	4,000円	オペレーター込み(畦畔は含まない)	
集草・反転	2,000円	オペレーター込み		
ロールベアラー	6,000円	オペレーター込み		
搬出(圃場外まで)	2,000円	オペレーター込み		
大豆・麦・そば作業				
播種作業	5,000円	オペレーター込み		
汎用コンバイン刈取作業	3,000円	オペレーター込み ※運搬費及び乾燥調整費は別途話し合いによる。		

農業機械(トラクター等)で道路を走るときは、作業終了後に泥などを落としてから走りましょう。

- ※ 上記以外の農作業及び標準額が当てはまらない場合については、当事者間の話し合いによる。
- ※ 課税売上高が1,000万円を超える場合には、請負額には別途消費税が加算されます。
- ※ 令和5年度中に最低賃金の変更され、上記の作業賃金が最低賃金を下回る場合は、最低賃金の金額に読み替えるものとします。

◎ 作業時間 一日8時間とする。

農地法関係の申請について

- 農地法3条の申請(農業委員会許可)
農地の売買・贈与・交換等をするとき。(農地の所有権移転・利用権設定等)
- 農地法第4条の申請(県知事許可)自己所有の農地を農地以外のものに転用するとき(宅地・山林等への転用)
- 農地法第5条の申請(県知事許可)第三者の農地を農地以外のものに転用するとき(宅地・工場用地等)
- 一時的な転用(最高3年を限度とする)の申請(県知事許可)
- ※農地改良(農地の田畑に盛土をして農地として作付け)についても届出をして下さい。
- ①許可を必要とする申請書等については、許可等を受けようとする月の前月の7日までに農業委員会まで提出してください。また、農地転用をするときは、必ず事前に許可を受けてから行って下さい。
- ②その他詳しいことは、農業委員及び農地利用最適化推進委員又は農業委員会事務局にご相談下さい。